工業用水利用開始までの流れ

提出

通知

【ユーザー】

【工水事務所】

· 給水決定通知

給水開始年月日から料金が発

生しますので、給水開始が遅

れる場合は給水変更申請を

行ってください。

約

2

凋

相談

工業用水をどれくらい使用したいか、どの辺りで給水を受けたいかなど、事前確認・申請 書の提出をお願いします。

・工業用水給水申請書 (様式第4号)

工事申請

工業用水を受水するにあたって、施設の整備をお願いします(別紙1)。工事着手の1 $_{7}$ 月前までに申請をお願いします。 **※1**

- ・給水施設工事施行承認申請書(様式第7号)
- ・流末施設工事施行承認申請書(様式第10号)

工事完成

給水・流末施設の施工が完了したら完成届 の提出をお願いします。県による完成検査 を実施します。(完成届提出の10日以内)

- ・給水施設工事完成届
- ・流末施設工事完成届

検査合格

検査合格後は、通水開始届を提出していただ きます。通水開始7日前まで提出願います。

・工業用水道通水開始届 (様式13号)

通水開始

・工業用水利用開始

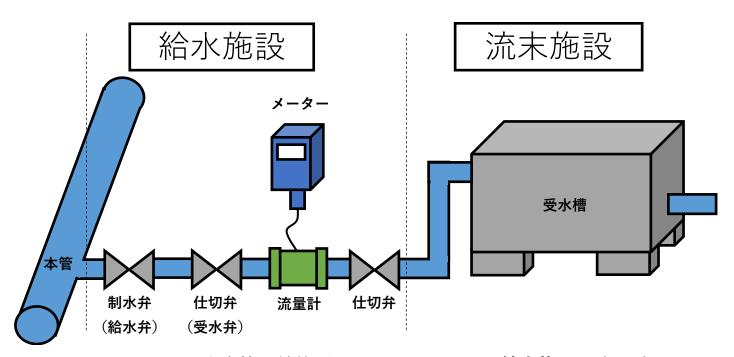
間 提出 • 施行承認通知 約 2 通知 凋 間 ・工事完成検査 提出 • 検査結果通知 約 2 通知 週 間 提出 • 通水承認通知 約 1 通知 调 間

※1 給水管工事にて、本管から分岐する際に道路工事が必要になります。道路工事を施工するに あたり、道路管理者への申請が必要になる場合がありますので確認願います。

工事範囲と申請の種類

ユーザーの皆様には工業用水を利用するにあたって、給水申請書類の提出と 下記設備を整備していただきます。

設置後の保守・整備についてもお願いしております。



上記のとおり、工水本管分岐箇所からメーターまでを**給水施設**、流量計から下流の施設を<u>流末施設</u>としております。

これらの施設を新設・増設・改造・変更・撤去・修繕する際は当事務所まで申請願います。

緊急時を除き施工の1ヶ月前まで提出するようお願いします。

提出書類は

給水施設工事

- ・申請書(様式第7号)
- ・平面図
- ・施工計画書(工程等わかるもの)
- ・使用材料書類

流末施設工事

- ・<u>申請書(様式第10号)</u>
- ・平面図
- ・施工計画書(工程等わかるもの)
- ・使用材料書類